

## 昭和二十三年法律第二百一十五号

温泉法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 温泉の保護等（第三条・第十四条）
- 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二・第十四条の十）
- 第四章 温泉の利用（第十五条・第三十一条）
- 第五章 詰問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）
- 第六章 雜則（第三十四条・第三十七条）
- 第七章 罰則（第三十八条・第四十三条）
- 附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）である。別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

第二章 温泉の保護等

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

1 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、一度又は成分に影響を及ぼすと認めること。

2 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防

止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

七 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であると認めたとき。

八 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

九 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十一 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十二 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十七 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十八 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十九 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

二十 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

二 四第四条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

三 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

七 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

八 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

九 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十一 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十二 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十七 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十八 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十九 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

より、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

二 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可是、その効力を失う。

三 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

四 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

七 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

八 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

九 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十一 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十二 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

十五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当するとき。

（原状回復命令）

第十一条

都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したときは、当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受け

れた法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

（工事の完了又は廃止の届出等）

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところに

について都道府県知事の承認を受けたときは、

（工事の完了又は廃止の届出等）

（原状回復命令）

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させ

る目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性

天然ガスによる災害の防止上緊急の必要がある

と認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可

燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（緊急措置命令等）

二 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第

四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を

受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガ

スによる災害の防止その他公益上必要な措置を

講ずべきことを命ずることができる。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第一号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第四号又は第六号のいずれかに該当する

に至つたときは、

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第四号又は第六号のいずれかに該当する

に至つたときは、

三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若し

くは処分に違反したときは、

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第三号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若し

くは処分に違反したときは、

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第三号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第三号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第三号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

三 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

一項第三号から第三号までのいずれかに該當

するに至つたときは、

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第

た者に対し原状回復を命ずることができる。  
同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

(増掘又は動力の装置の許可等)

**第十一條** 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。(環境大臣への協議等)

**第十二条** 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

十一條第一項の規定による処分をする場合においては、都道府県知事は、第三条第一項又は第十一條第一項の規定による処分をする場合においては、都道府県知事は、第三条第一項又は第

いて隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令

**第十四條** 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響がありふ場合において公益上必要があると認めるとときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

**第三章 温泉の採取の許可**

**第十四条の二** 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならぬ。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であると認められる。

第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

**第十四条の三** 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合は(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

**第十四条の四** 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継するべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、当該許可を受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認の全部を承継するものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続する。第一項の確認を受けた者でない法人の合併における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとする。

**第十四条の五** 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして、環境省令で定める基準を超えないことにについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

**第十四条の六** 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続する。第一項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者について相続する。第一項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者について相続する。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者が承認を受ける場合に申請して、その承認を受けた者は、被相続人に對してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対しても、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日までに届け出なければならない。

四 第十四条の二第一項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

**第十四条の七** 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設等の変更を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

前項の規定により前条第一項の確認を受けた者は、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までに、被相続人に對してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対しても、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日までに届け出なければならない。



一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、その旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

五 都道府県知事は、第一項の登録をしたときは、いざれかに該当する者があるもの

（変更の届出）

第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なもの）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第二十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

（登録分析機関登録簿の閲覧）

第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録分析機関の標識）

第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（登録の取消し）

第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいざれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十九条第四項第一号又は第三号のいざれかに該当するに至つたとき。

四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

第五条 第十九条から前条までに定めるもの（環境省令への委任）

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（報告収取及び立入検査）

第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に必要な報告を求める、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地域の指定）

第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

（改善の指示）

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する必要な指示をすることができる。

（許可の取消し等）

第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合にかかる第一項の許可を取り消すことがで

三 第十九条第四項第一号又は第三号のいざれかに該当するに至つたとき。

二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいざれかに該当するに至つたとき。

三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

五 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、正当な理由がなければ、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五章 諮問及び聴聞

（審議会その他の合議制の機関への諮問）

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならない。

（聴聞の特例）

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項（第十二条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温

泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（鉱山保安法との関係）

第三十六条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山（可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。）における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十二条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従つた鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「第九条の二の規定」とあるのは「前項」と、「第七条第一項及び第三号まで」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前項」とあるのは「前条」とする。

第六章 雜則

（報告収取）

第三十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合にかかる第一項の許可を取り消すことがで

2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

**第三十六条** 第四章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る)、第三十四条(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十五条第一項(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十一年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事務で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)  
**第七章 罰則**  
第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 第三十一条第一項の規定に違反して、許可を受けた者を掘削した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第三十一条第一項の規定に違反して、許可を受けた者を掘削した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第三十一条第一項の規定に違反して、許可を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第三十一条第一項の規定に違反して、許可を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第三十九条の二(第十一条第二項において準用する場合を除む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第三十九条の二(第十一条第二項において準用する場合を除む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

**第三十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の二第一項(第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者

2 第八条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第二項若しくは第十条(これららの規定を第十二条第二項又は第十二条第三項において準用する場合を含む。)、第十二条(第十二条第三項、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者)

3 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者

4 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉成分分析を行つた者

5 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者

6 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けた者

7 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者

8 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

9 第四十一条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 第十八条第一項(第十二条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第十八条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)

12 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者

13 第二十七条の規定に違反した者

14 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の掲示をした者

15 第二十八条第二項の規定による掲示を行つた者は、三十万円以下の罰金に処する。

16 第二十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者

17 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第四十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

1 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第二十四条の規定に違反した者

3 附則抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

4 附則(昭和二十四年五月二十五日から施行する。)

○三号

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

5 附則(昭和二四年五月二四日法律第三号)

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

6 附則(昭和四六年五月三一日法律第八号)

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

**附則(昭和五八年一二月一〇日法律第八号)**

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

2 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第一条、第六条、第十三条及び第二十条の規定昭和五十九年四月一日

二 第二条から前条までの規定並びに附則第一条各号に定める日から施行する。

3 附則抄

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

4 附則(昭和二四年五月二四日法律第三号)

この法律は、昭和二十四年五月二十五日から施行する。

5 附則(昭和二五年三月三一日法律第三号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

6 附則(昭和四六年五月三一日法律第八号)

この法律は、昭和四六年五月三一日法律第八号抄

2 第二条から前条までの規定並びに附則第一条各号に定める日から施行する。

3 附則抄

この法律は、公布の日から施行する。

4 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

5 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

6 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

7 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

8 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

9 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

10 附則(平成三年五月二一日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれまでの規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成五年一月二日法律第八九号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽問若しくは聴聞会（不利益処置）（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

る改正後の温泉法（次項において「新温泉法」という。）第十条第一項の規定による協議を行つた都道府県知事の处分とみなす。

この法律の施行の際に旧温泉法第十条第一項の規定によりされている承認の申請は、新温

る改正後の温泉法（次項において「新温泉法」という。）第十条第一項の規定による協議を行つた都道府県知事の処分とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧温泉法第十条第一項の規定によりされた協議の申請出とみなす。

（国等の事務）

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに關する経過措置)  
**第二百六十一條** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、當該処分をした行政庁（以下この条において「处分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、當該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、當該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。  
前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
(手数料に関する経過措置)  
**第二百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。  
(検討)  
**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二百六十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

附 則（平成一三年六月二七日法律第七二号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（掘削等の許可に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 第二項及び第三項の規定は適用しない。

（温泉の成分等の掲示に関する経過措置）

第十四条 第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

#### 附 則（平成一九年四月二十五日法律第三一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定（公布の日）

二 附則第六条の規定（公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（温泉成分分析に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第五条（新法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、旧法第五条（旧法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第二項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条（同法による改正前の第八条において準用する場合を含む。）第七条（許可の取消しに関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（掘削等の許可に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（温泉成分分析に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされたいた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行つた同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

第一条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（許可掘削者等に対する新法第九条（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十九号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関

七条第一項の規定による許可の取消しに関する事由については、なお従前の例による。

（温泉の成分等の掲示に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（温泉の採取に関する経過措置）

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定（公布の日）

二 附則第六条の規定（公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。）

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（掘削等の許可に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（温泉成分分析に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされたいた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行つた同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十九号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関

必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（温泉の採取に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定（公布の日）

二 附則第六条の規定（公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。）

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（掘削等の許可に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（温泉成分分析に関する経過措置）

第一条 この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であつて、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされたいた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行つた同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十九号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関

（温泉の採取に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行つてゐる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新法第十四条の二つたときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第八条第一項の許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例によることとする。

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日ににおいて同条第一項の規定によりされた都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

（温泉成分分析に関する経過措置）

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日ににおいて同条第一項の規定によりされた都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日ににおいて同条第一項の規定によりされた都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

（温泉成分分析に関する経過措置）

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日ににおいて同条第一項の規定によりされた都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置）

第六条 政府は、この法律の施行前に不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間は、同項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日ににおいて同条第一項の規定によりされた都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

する法律第十四条の改正規定に限る。)、第十九条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百二十二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百四十五条(都市再開発法第一百三十三条の改正規定に限る。)、第一百三十九条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第一百三十三条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。)、第一百三十三条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第一百三十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百四十五条(都市再生特別措置法第四十一条、第二百五十七条、第二百九十五条の改正規定に限る。)、第二百五十九条(第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第二百五十三条(第二百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第二百七十七条、第二百九十五条の改正規定に限る。)、第二百五十五条(第一項の改正規定に限る。)、第二百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第二百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第二百六十三条(第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)、第二百六十六条(第二百六十七条、第二百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条

遊離炭酸 (CO <sub>2</sub> )	二五〇ミリグラム 以上
ストロンチウムイオン (Li <sup>+</sup> )	一〇ミリグラム以上
バリウムイオン (Ba <sup>+</sup> )	五ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン (Fe <sup>+</sup> ; Fe <sup>3+</sup> )	一〇ミリグラム以上
第一マンガンイオン (Mn <sup>2+</sup> )	上
n <sup>-</sup>	上
水素イオン (H <sup>+</sup> )	一ミリグラム以上
臭素イオン (Br <sup>-</sup> )	五ミリグラム以上
沃素イオン (I <sup>-</sup> )	一ミリグラム以上
ふつ素イオン (F <sup>-</sup> )	二ミリグラム以上
ヒドロひ酸イオン (HSO <sub>4</sub> <sup>-</sup> )	一・三ミリグラム以上
メタ亜ひ酸 (HS <sup>-</sup> )	上
メタホウ酸 (HO <sub>2</sub> <sup>-</sup> )	上
メタケイ酸 (HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	上
重炭酸そだ (NaHCO <sub>3</sub> )	上
O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> + H <sub>2</sub> Sに対応するもの	五ミリグラム以上
一 第五百九条の規定 公布の日	三四〇ミリグラム 以上
別表 (施行期日)	五〇ミリグラム以 上
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	二〇(百億分の一 キユリー単位)以 上
一 温度(温泉源から採取 摂氏二十五度以上されるときの温度とする。) 二 物質(左に掲げるもののうち、いづれか二) の物質名	一億分の一ミリグ ラム以上
溶存物質(ガス性のものを除く。)	含有量(一キログラム以上)